介護老人福祉施設信楽荘

重要事項説明書

１． 施設経営法人

法　　人　　名	社会福祉法人　信楽福祉会
所　　在　　地	滋賀県甲賀市信楽町牧 1159 番地
代 表 者 の 氏 名	理事長　岩 永 峯 一

２． 利用施設

施　設　の　名　称	信　楽　荘
施　設　の　所　在　地	滋賀県甲賀市信楽町牧 1159 番地
滋 賀 県 知 事 指 定 番 号	2571400031　平成 12 年 4 月 1 日指定
施　設　管　理　者　氏　名	施設長　今 井 正 弘
入　所　定　員	40 人
開　設　年　月　日	平成 4 年 6 月 1 日
利 用 相 談 担 当 （ 氏 名 ）	生活相談員　水 落 拓 也
電　話　番　号	０７４８－８３－１３１３

３． 利用施設で併せて実施する事業

事業の種類	滋賀県知事の指定		利用定員	事業開始年月日
	指定年月日	指定番号		
ユニット型 介護老人福祉施設	平成 25 年 10 月 16 日	2571400890	60 名	平成 25 年 10 月 16 日
短期入所生活介護 介護予防短期入所生活介護	平成 11 年 12 月 3 日 平成 18 年 4 月 1 日	2571400031	10 名	平成 4 年 6 月 1 日
通所介護 介護予防通所介護	平成 11 年 12 月 3 日 平成 18 年 4 月 1 日	2571400031 2571400031	30 名	平成 4 年 10 月 1 日
居宅介護支援事業	平成 11 年 8 月 12 日	2571400031	―	平成 11 年 10 月 1 日
グループホーム	平成 25 年 10 月 15 日	2591400060	18 名	平成 25 年 10 月 16 日

４． 施設の目的と運営の方針

施設の目的	この施設では入所利用される要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行います。
施設の方針	この施設では、入居者に対し、人権の尊重・プライバシーの保護・自己決定の尊重を原則にあらゆる場面でも自立自助を促し、専門的なサービスを提供します。
身体拘束等について	この施設では、入居者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入居者の行動を制限する行為を行いません。
緊急時の対応	利用者の病気又は事故の時は、病院への受診（搬送）と同時に家族にも連絡し､適切な処置を行うと共に市町村への連絡も行います。

５． 施設の概要

(1)　居室

居室の種類	室　数	面　　積
2 人部屋	4	21.79 ㎡（1 室あたり平均）
4 人部屋	8	36.19 ㎡（1 室あたり平均）

(2)主な設備

設備の種類	室　数	特　色	設備の種類	室　数	特　色
食堂	1 室		医務室	1 室	
機能訓練室	1 室		静養室	1 室	2 ベッド
一般浴室	1 室		談話室	2 ヶ所	
機械浴室	1 室	特殊浴槽 1 台			

６．主な職員の配置状況(ショートステイを含む)

令和 8 年 11 月 1 日現在

従業員の職種	保　有　資　格	員数	区　　分			
			常　勤		非常勤	
			専従	兼務	専従	兼務
施設長	社会福祉主事	1		1		
生活相談員	社会福祉主事、介護福祉士	1		1		
介護支援専門員	介護支援専門員･介護福祉士	1		1		
介護職員	介護福祉士	13		12		1
	その他	10		4	3	3
看護職員	正看護師・准看護師	11	1	3		7
栄養士	管理栄養士	2		2		
機能訓練指導員	作業療法士	1		1		

７．主な職員の勤務体制

従業者の職種	勤務体制（標準時間の配置人員）
医　　師	毎週月曜日　　１４：００～１５：００
介 護 職 員	Ａ２勤　　７：００～１６：００ Ａ３勤　　７：１５～１６：１５ Ｂ１勤　　８：００～１７：００ Ｂ２勤　　８：３０～１７：３０ Ｄ１勤　１０：００～１９：００ Ｅ１勤　１１：００～２０：００ Ｅ２勤　１１：３０～２０：３０ Ｆ１勤　１２：００～２１：００ Ｇ２勤　１３：００～２２：００ 夜　勤　　２１：５５～翌６：５５

看 護 職 員	Ｂ２勤　　８：３０～１７：３０ Ｃ１勤　　９：００～１８：００

８．施設サービスの概要と利用料

（１）介護保険給付サービス

サービスの種別	内　　容
１．排泄	排泄の自立を促すため、利用者の身体能力を最大限活用した援助を個別に行います。
２．入浴・清拭	○ 入浴日（入浴形態別） ・特　浴　　月～土　　・一般浴　　月～土 ＊１週間に２回が基本の入浴となります。 入浴日に体調不良等で入浴できなかった場合、翌日に入浴、清拭または更衣させていただきます。
３．口腔ケア	毎食後は口腔ケア（歯磨き、口ゆすぎ等）を行います。 義歯使用の方については義歯洗浄を行います。
４．着替え	毎朝夕の着替えのお手伝いを行います。
５．整　容	身の回りのお手伝いを行います。
６．シーツ交換	シーツ交換は１週間に１回行います。 ただし汚れた場合はその都度実施します。
７．洗　　濯	必要に応じて衣類の洗濯を行います。
８．機能訓練	入居者の心身の状況に応じて日常生活を営むのに必要な機能を回復し､またはその減退を防止するため機能訓練指導員等が訓練を行います。
９．健康管理	当施設の医師により週 1 回の回診日を設けて健康管理に努めます。 必要に応じて看護職員によりバイタルチェックを行います。
１０．栄養管理	管理栄養士により栄養ケアマネジメントを行い、入居者の状態に応じた健康管理に努め、献立を作成します。
１１．生活相談	入居者及びその家族からのご相談に応じます。

（２）介護給付サービス加算

加算	加算条件
初期加算	入居者が新規に入所して 30 日以内の期間､及び１ヶ月以上の入院後再び入所した場合、30 日間加算　　30 単位／日
安全対策体制加算	外部の研修を受けた担当者が配置され、施設内に安全対策部門を設置し、組織的に安全対策を実施する体制が整備されていること。 ＊入居時に１回を限度として算定。　　20 単位／回
日常生活継続支援加算Ⅰ	新規入所者の総数の内、要介護状態区分が要介護４又は要介護５の者の占める割合が 70/100 以上になる場合に加算　　36 単位／日
夜勤職員配置加算（Ⅰ）	厚生労働大臣が定める施設の基準に適合している夜勤職員配置であることから加算　　22 単位／日

栄養マネジメント強化加算	管理栄養士を算定基準以上配置し、入居者ごとの栄養状態等の情報を厚生労働省に提出、栄養管理の適切かつ有効な実施のため必要な情報の活用等を行っている場合に加算　11 単位／月
入院・外泊時加算	入居者が入院及び外泊の場合 6 日を限度として加算。(ただし入院・外泊の初日及び末日の負担はありません。)　246 単位／日
看護体制加算	（Ⅰ）常勤看護師 1 名以上配置　6 単位／日 （Ⅱ）①看護職員を常勤換算方法で入所者数が 25 又はその端数を増すごとに 1 名以上配置②最低基準を 1 人以上上回って看護職員を配置③看護職員により 24 時間の連絡体制を確保。　13 単位／日
科学的介護推進体制加算Ⅱ	厚生労働省に心身の基本的な情報、加えて疾病等の情報を提出し、厚生労働省からのフィードバックを活用することで、サービスの質の評価や効果的なサービスの展開につなげる場合　50 単位／月
口腔衛生管理加算　Ⅱ	歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が入居者に対し口腔ケアを月 2 回以上行い、歯科衛生士が、当該入居者に係る口腔ケアについて介護職員に対し具体的な技術的助言及び指導を行うこと。また、歯科衛生士が当該入居者に係る口腔に関し、介護職員からの相談等に必要に応じ対応する場合 上記の要件に加え、口腔衛生との管理に係る計画内容等の情報を厚生労働省に提出し、口腔衛生等の管理の実施に当たって、当該情報その他口腔衛生等の管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用する加算　110 単位／月
個別機能訓練加算（Ⅰ）	理学療法士等の機能訓練指導員を 1 名以上配置し、多職種と協同して入居者ごとの個別機能訓練計画に基づき機能訓練を行っている場合に加算　12 単位／日
個別機能訓練加算（Ⅱ）	個別機能訓練加算Ⅰを算定し、個別機能訓練計画の情報を厚生労働省に提出し、機能訓練の実施に当たって当該情報その他機能訓練の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用する場合　20 単位／月
個別機能訓練加算（Ⅲ）	個別機能訓練加算Ⅱ、口腔衛生管理加算Ⅱ、及び栄養マネジメント強化加算を算定し、入居者ごとに個別機能訓練計画の内容、および個別機能訓練の適切かつ有効な実施、口腔の健康状態および栄養状態に関する情報を共有し、個別機能訓練計画の見直し関係職種間で共有する場合　20 単位／月
ADL 維持等加算（Ⅱ）	入居者等（評価対象利用期間が 6 月をこえる者）の総数が 10 人以上であり、その全員において ADL 値を測定、測定した日が属する月ごとに厚生労働省に提出。評価対象者の調整済み ADL 利得の平均値が 3 以上の場合　60 単位／月
協力医療機関連携加算	協力医療機関との間で、入所者等の同意を得て、当該入所者等の病歴等の情報を共有する会議を定期的に開催している場合に算定　50 単位／月
認知症専門ケア加算（Ⅱ）	入居者の総数のうち、介護を必要とする認知症の者の占める割合が 2 分の 1 以上で、認知症介護に係る専門的な研修を終了している者がいる等算定要件を満たした場合に算定　4 単位／日
認知症チームケア加算（Ⅰ）	入居者の総数のうち、介護を必要とする認知症の者の占める割合が 2 分の 1 以上で、認知症介護に係る専門的な研修を終了している者を配置し、対象者に対し個別に評価しチームケアを実施している等算定要件を満たした場合に加算　150 単位／月

看取り介護加算	厚生省が定める要件に適合し、適切な看取り介護が行われた場合に加算　死亡日 45 日前～31 日前については、　1 日　72 単位 死亡日 30 日前～4 日前については、　1 日　144 単位 死亡日の前日及び前々日については　1 日　680 単位 死亡日については　1 日 1,280 単位
生産性向上推進体制加算(Ⅱ)	見守り機器等のてくのろじーを１つ以上導入し、利用者の安全・介護サービスの質の確保および職員の負担軽減に資する方策を検討する委員会の開催や安全対策を講じ、ガイドラインに基づいた改善活動を行っている場合に算定。　10 単位／月
介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)ロ	算定単位数の 17.6%に相当する単位数

（３）介護保険給付対象外のサービス

サービスの種別	内　　容	自己負担額
１　食　事	○食事時間 朝食：　８：００～ 昼食：１２：００～ 夕食：１８：００～ ○ 食事場所 できるだけ離床して食堂でおとりいただきます。献立表は、１階・２階廊下掲示板をご覧下さい。 たべられないものやアレルギーがある方は事前にご相談下さい。 材料費及び調理費を負担していただきます。ただし、介護保険負担限度額認定証の発行を受けている方については、その認定証に記載された食費の金額（1 日あたり）のご負担となります	別紙のとおり費用をご負担いただきます。
２　居　室	この施設及び設備を利用し、滞在されるにあたり、多床室利用の方には、光熱水費相当分、個室利用の方には光熱水費相当分及び室料(建物設備等の減価償却等) をご負担していただきます。ただし、介護保険負担限度額認定証の発行を受けている方については、その認定証に記載された滞在費（居住費）の金額（1 日あたり）のご負担となります。	別紙のとおり費用をご負担いただきます。
3　レクリエーション	当施設では、レクリエーション行事として、様々な行事を用意しております。参加されるか否かは任意です。	実費をご負担いただく場合があります。
４クラブ活動	当施設では、クラブ活動を実施しております。参加されるか否かは任意です。	材料費等の実費をご負担いただきます。
5　日常費用支払代行	衣服等、日用品の購入の支払の代行をさせていただきます。	
６所持金品管理サービス	ご希望により、銀行通帳、印鑑等の保管サービスのほか、公共料金等の支払代行サービスを行います。原則として現金はお預かりできません。	別紙のとおり費用をご負担いただきます。

９．苦情等申し立て窓口

当施設のサービスについて、ご不明の点や疑問、苦情がございましたら、当施設利用者総合相談室（担当者：奥嶋・谷口／電話 0748-83-1313）までお気軽にご相談下さい。

当施設以外でも、ご相談や苦情などについては下記の窓口があります。

滋賀県国民健康保険 団体連合会	滋賀県大津市中央４丁目５－９ 電話番号　０７７－５２２－２６５１ ＦＡＸ番号　０７７－５２２－２６２８
社会福祉法人 滋賀県社会福祉協議会 滋賀県運営適正化委員会	滋賀県草津市笠山７丁目８－１３８ 電話番号　０７７－５６７－４１０７ ＦＡＸ番号　０７７－５６１－３０６１
甲賀市健康福祉部 介護保険課　※甲賀市以外にお住まいの方は、お住まいの各市町村の介護保険課へご相談ください	滋賀県甲賀市水口町水口６０５３ 電話番号　０７４８－６９－２１６５ ＦＡＸ番号　０７４８－６３－４０８５

１０．提供するサービスの第三者評価の実施状況

無し

１１．協力医療機関

サービス提供中にご利用者に急変が生じた場合は、ご家族等への連絡をするとともに協力医療機関へ搬送いたします。

医療機関	甲賀市立信楽中央病院	甲賀市信楽町長野 473 電話番号 0748-82-0249
歯科医療機関	眞岡歯科医院	甲賀市甲南町寺庄 1081 電話番号　0748-86-2010

入院時の取り扱いについて

当施設に入所中に、医療機関への入院の必要性が生じた場合の対応は、以下の通りです。

①検査入院等 6 日以内の短期入院の場合

6 日間以内に退院された場合は、退院後再び施設に入所することができます。ただし、入院期間中も、所定の利用料金をご負担いただきます。

1 日あたり 246 単位（入院・外泊時加算　１単位・・・１０．２７円）

② 7 日間（1 週間）以上 3 ヶ月以内の入院の場合

3 ヵ月以内に退院された場合には、退院後再び施設に入所することができます。ただし、入院時に予定された退院日よりも早く退院された場合等、退院時にホームの受け入れ準備が整っていないときには、併設されている短期入所生活介護の居室等をご利用いただく場合があります。なお入院期間中に併設の短期入所の利用者が居室を利用される場合があります。

③ 3 ヶ月以内の退院が見込まれない場合

3 ヶ月以内の退院が見込まれない場合には、３ヶ月をもって契約を解除いたします。この際、退院後再度入所できる状態になったとしても当施設に再び優先的に入所することは出来ません。（入所申込が必要）

１２．非常災害時の対策

災害時の対応	
防災訓練	年３回、夜間や夜間を想定した避難訓練を入所者の方も参加して実施します。
防災設備	・スプリンクラー・自動火災報知器・誘導灯 ・防火扉・屋内消火栓・非常通報装置・消火器 ・非常災害時のための備蓄

１３．当施設ご利用の際にご留意いただく事項

来訪・面会	面会時間　１０：００～１７：３０ 面会時間以外でも、あらかじめご連絡いただければいつでも面会できます。
外出・外泊	外出・外泊ともに健康上問題がない限り、自由にできます。ただし、当日までに届出が必要となります。
喫煙・飲酒	健康に支障のない範囲であれば特に制限はしておりません。喫煙は、必ず喫煙コーナーでお願いします。
居室・設備・器具の利用	施設内の居室や設備、器具は本来の用法にしたがってご利用下さい。これに反したご利用により破損等が生じた場合、弁償していただくことがあります。
迷惑行為等	他の入居者の迷惑等施設内での生活に支障をきたす場合、ご利用をお断りすることがあります。
所持品の管理	貴重品は事務所にてお預かりできますが、原則として現金はお預かりできません。
宗教活動	施設内での他の入居者に対する執拗な勧誘等の宗教活動は禁止しております。
動物飼育	施設内へのペットの持ち込み及び飼育はお断りします。
施設外受診	ご利用中、体調が悪くなられた際、緊急の場合は即時対応させていただきます。ただし、緊急を要しない定期受診は職員体制等諸事情により家族の方にお願いすることがあります。
ﾎﾞﾗﾝﾃｨｱ・実習生の受け入れ	当施設では施設の社会化を図るためﾎﾞﾗﾝﾃｨｱや実習生の受け入れを積極的に行う方針で運営しておりますので、地域住民等の方の施設への出入りが頻繁にございます。入居者への迷惑にならないよう十分配慮しておりますのでご理解下さい。

１４．施設利用料金

入居者の要介護度に応じて、サービス利用料金から介護保険給付額を除いた自己負担額（介護保険負担割合証に記載された利用者負担割合に応じた額）と、食事および居住費に係る自己負担額の合計をお支払いただきます。サービス利用料金は、要介護度に応じた下記の料金表の通りとなります。なお、金額の計算については加算の有無などにより単位数を合計して計算します。また、介護保険給付以外については入居者の全額負担となります。（別紙料金表参照）

① 基本単位（１日あたり）　＜入所＞　　１単位：10.27 円

	多床室
要介護１	５８９単位
要介護２	６５９単位
	多床室
要介護３	７３２単位
要介護４	８０２単位
要介護５	８７１単位

初期加算・・・30 単位（入所した日から起算して３０日以内の期間）
1 単位単価　10，27 円

② 処遇改善加算　　上記、基本単位数と各種加算単位数の合計の 14.0%に相当する単位数

③ 食費

利用者負担　　１，９００円（食材料費＋調理費相当分）

※濃厚流動食（薬価収載されていないもの）の場合、経管栄養の実施に必要なチューブ等の材料費は、利用者から食費として別途実費負担していただきます。

④ 居住費

４人部屋、２人部屋　１日　１，０００円

※食費と居住費について介護保険負担限度額認定証の発行を受けている方は、その認定証に記載された金額（1 日あたり）のご負担となります。
（介護保険負担限度額認定証については各市町村にお問い合わせ下さい。）

⑤　洗濯代

・日常の洗濯　　…無料
・クリーニング業者へ依頼…実費負担

⑥　理美容費

・業者による理美容費　　…実費負担

⑦　行政手続代行費

簡単な書類（例：年金現況届・介護認定申請代行等）…無料
ただし、切手代等実費負担

⑧　所持金品管理サービス費

入居者または家族等からの依頼により金銭の管理を行う場合、次のとおり管理料を徴収するものとする。

（１）年金の受取の管理、施設入所に係る必要経費、その他嗜好品、日用品等の支出の管理、（以下「所持金品管理」という）は無料とする。

（２）所持金品管理として、100 万円を超える定期、普通預金の管理は財産管理料として１ヶ月 1,000 円を徴収するものとする。

⑨　レクリエーション費

ア．各クラブ活動の材料費　…実費負担（例：手芸クラブ材料費）
イ．希望者のみ参加の飲食代…参加費として徴収（例：居酒屋・喫茶）
ウ．全員を対象とした行事の必要経費…本人負担なし
（例：お菓子づくり・誕生会・長寿を祝う会・クリスマス忘年会・餅つき）

⑩　領収証など再発行手数料

・　１通　１００円

⑫　退所時などの荷物（残置物等）処理に係る費用　　１，０００円

介護老人福祉施設のサービスについて本書面に基づき、

重要事項を説明しました。

説明日　令和　　年　　月　　日

事業者
所在地　滋賀県甲賀市信楽町牧 1159 番地
名　称　社会福祉法人　信楽福祉会
理事長　岩　永　峯　一

事業所
所在地　滋賀県甲賀市信楽町牧 1159 番地
名　称　特別養護老人ホーム 信楽荘
施設長　今　井　正　弘

説明者
所　属　特別養護老人ホーム 信楽荘
氏　名　生活相談員　水 落 拓 也　㊞

私は、本書面に基づいて、事業者から重要事項の説明を受けました。

同意日　令和　　年　　月　　日

本人

住　所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

代理人

住　所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿